

**居宅介護支援
重要事項説明書**

介護のみき 桜井店

— 目 次 —

重 要 事 項 説 明 書

1. サービスを提供する事業所の概要
2. 事業所の目的
3. サービス内容及び運営
4. 利用料金について
5. 事故発生時の対応・賠償責任
6. 緊急時の対応方法
7. 個人情報の使用および秘密保持
8. サービス内容に関する相談・苦情の窓口
9. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

居宅介護支援重要事項説明書

この居宅介護支援重要事項説明書は、当事業所の運営規定や勤務体制、その他重要事項を記したものです。利用者またはその代理人(ご家族等)に対してこの文書を交付しご説明申し上げることは事業者の義務として法令上規定されています。

1. サービスを提供する事業所の概要

事業所名	介護のみき 桜井店		
所在地	奈良県桜井市大字粟殿14番地の1		
電話番号	0744-44-6236		
FAX番号	0744-44-6237		
介護保険指定事業者番号	2970600769		
サービスを提供する地域	桜井市、大和高田市、橿原市、高市郡、宇陀市		
損害賠償責任保険加入先	損害保険ジャパン株式会社		
職種	常勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
事務職員			
専門相談員	1名		1名
(職務内容)			
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援業務を行うものとする。		
専門相談員	居宅介護支援業務を行います。		
営業日	月曜日～金曜日(祝日、12/30～1/3を除く)		
営業時間	9:00～18:00(24時間電話等連絡の取れる体制)		

2. 事業所の目的

介護のみき 桜井店が開設する居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)は、適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

3. サービス内容及び運営

- (1) 事業所の介護支援専門員は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類および内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう指定居宅サ

サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。(この行為を以下「居宅介護支援」と呼びます。)

- (2) 居宅介護支援に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切なサービスが、多様な指定居宅サービス事業者等から、総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。
- (3) 居宅介護支援に当たっては、利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- (4) 居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するように行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (5) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- (7) 各ご利用者への居宅介護支援サービスの質の低下を防ぐため、介護支援専門員1名につき担当利用者数は原則35名以下とします。

4. 利用料金について

- (1) 当事業所が提供する居宅介護支援の料金は介護保険法に基づき全額介護保険でまかなわれますので、利用者のご負担はありません。料金の詳細につきましては(別紙)居宅介護支援料金表をご確認下さい。
- (2) 介護支援専門員が上記のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費を実費ご負担頂くことがあります。
- (3) 当事業所が作成する居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス事業者等により提供される居宅介護サービスに係る料金については、利用者がサービス提供事業者と個別に取交わされる契約書に明記されます。
- (4) 利用者は、訪問調査、居宅サービス計画作成等、当事業所による居宅介護支援の提供をいつでもキャンセル又は中断をすることができます。キャンセル・中断の何れの場合にもキャンセル料等の利用者のご負担は必要ありません。
- (5) 当事業所が作成する居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス事業者等より提供される居宅介護サービスのキャンセル料や契約の解約方法等については、利用者が指定居宅サービス事業者等と個別に交わされる契約書に明記されます。

5. 事故発生時の対応・賠償責任

- (1)利用者に対する居宅介護支援の提供により、当事業所の責めに帰すべき事由により、万一事故が発生し、ご利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡をとり、必要な措置を講じるとともに損害を賠償します。但し、ご利用者またはその代理人に重過失がある場合は、当事業所は賠償責任を免除、または賠償額を減じることがあります。
- (2)当事業所では、万が一の事故発生に備えて前記1に記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。なお、当事業所の責めに帰すべからざる事由によって生じた損害については、当事業所は賠償責任を負いません。とりわけ、以下の事由に該当する場合には、当事業所は賠償責任を免れます。
- ① 利用者が、契約締結時にその疾患および身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
 - ② 利用者もしくは介護者(家族等)が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
 - ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
 - ④ 利用者または介護者(家族等)が、事業者およびサービス従事者の指示・助言・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

6. 緊急時の対応方法

ご利用者の容体に変化等があり、緊急の対応が必要と判断される場合は、事前の打合せにより決めさせていただいた、主治医、救急隊、親族等へ連絡いたします。

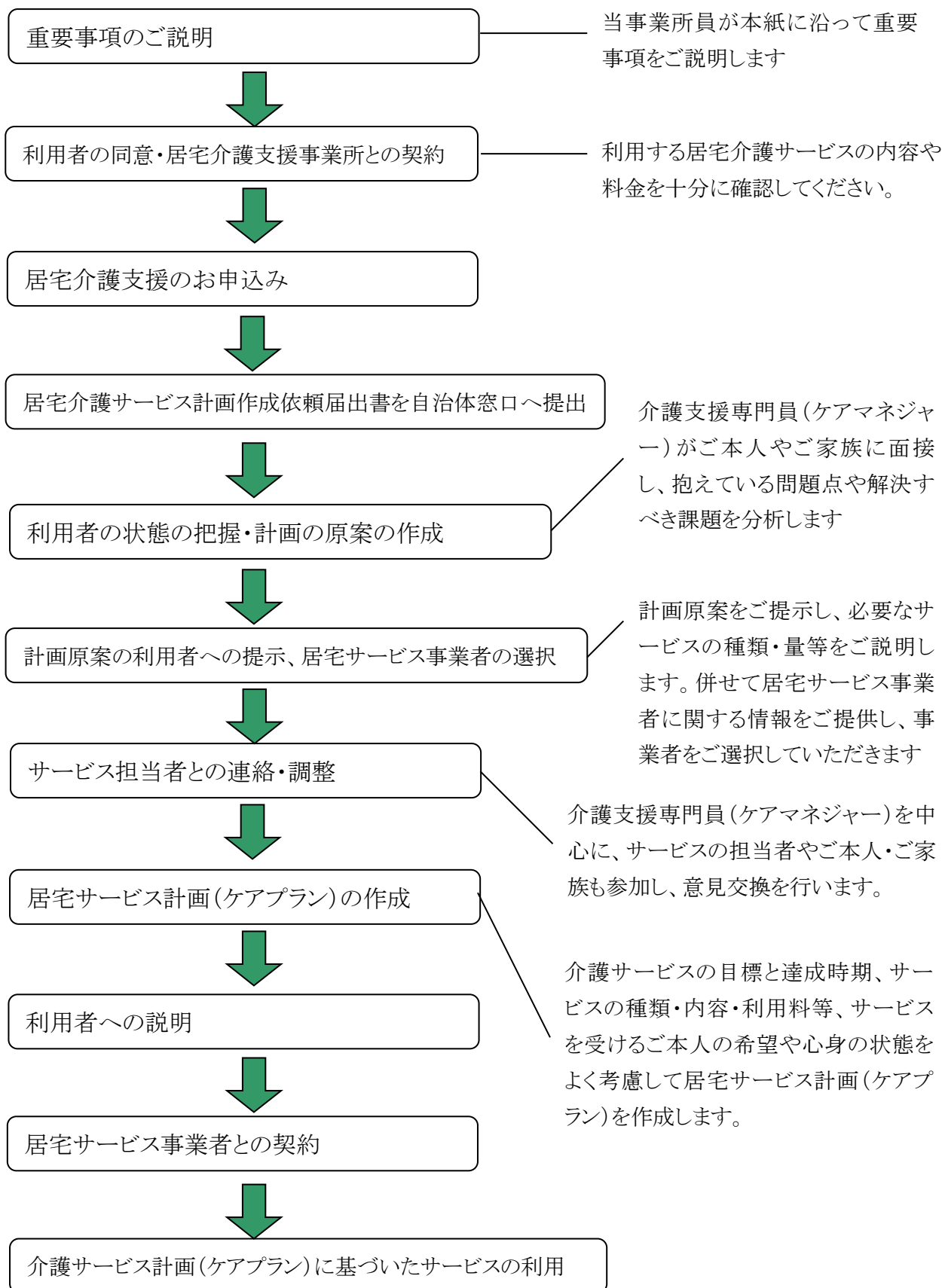
7. 個人情報の使用および秘密保持

当事業所は、居宅介護支援を実施する上で知り得た利用者およびその家族に関する事項については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏洩しません。この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。居宅サービス計画の作成および作成された居宅サービス計画に沿った円滑なサービス提供を行うために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員とサービス提供事業者との連絡調整において、個人情報に関係者へ提供することが必要である場合は、あらかじめ利用者に対して、情報提供の目的と、情報を提供する関係者に関する情報を説明し、書面にて利用者の同意を得ます。

8. サービス内容に関する相談・苦情の窓口

社内相談窓口	当事業所相談窓口	(電話)0745-25-5505 (担当)山中 一憲
外部苦情 申し立て機関	各市町村 介護保険相談窓口	(電話)
	都道府県国民健康 保険団体連合会	奈良県国民健康保険団体連合会 (電話)0744-21-6811 0120-21-6899
苦情を処理する ための体制	<p>受付 ⇒ 事実の調査と対応方法の検討</p> <p>↓</p> <p>① 迅速に改善を立て必要に応じて全職員に周知し、改善策を実行する。</p> <p>② 全過程を記録し、以降同様の問題が生じないように管理するものとする。</p> <p>また、苦情等が生じないよう対応方法およびサービス内容については他の職種が定期的にチェックし、苦情となることを未然に防ぐよう努めるものとする。</p>	

9. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容



年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

<説明者>

事業所名

介護のみき 桜井店

担当者名

印

私は、本書面に基づいて事業者から居宅介護支援サービスについての重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始を同意しました。

<利用者>

住所

氏名

印

<代理人・代筆者>

住所

氏名

印

(関係)